

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト
事業業務委託参加表明書提出要領

佐賀県神埼市

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託
参加表明書提出要領

1 提出書類

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げるもの全てを担当部署に提出すること。

- (1) 参加表明書(様式第1号①又は様式第1号②・様式第1号③) 1部
- (2) 会社概要(様式第2号) 1部
- (3) 業務実績調書(様式第3号) 1部
- (4) 実施体制図(様式任意) 1部
- (5) 履歴事項全部証明(写し) 1部

公告日以降に発行されたものに限る。

- (6) 国税及び地方税(都道府県民税、市区町村民税)の「未納が無い証明(完納証明)」 1部

ただし、各税において課税がない場合には、課税が無い証明(写し)を提出すること。(契約を支店及び営業所とする場合は、その証明書を提出する)

なお、自治体により「未納が無い証明」が交付されない場合は、過去3年分の納税証明書を提出すること。

公告日以降に発行されたものに限る。

- (7) 業務実績調書(様式第3号)に記載した業務の契約書(写し)またはテキスト登録内容確認書(写し)
- (8) 神崎市物品の製造、修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程に基づく、入札参加資格審査申請書・・・令和7・8年度の神崎市入札参加資格登録を受けていない者のみ提出すること

2 参加表明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問は、質問書(様式第4号)により電子メールにて担当部署へ送付すること。送信にあたっては、表題を「佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託についての質疑」とし、電子メール送信後に担当部署へ確認の電話を入れること。なお、原則として、電子メール以外による質問は受け付けない。

(2) 質問の受付期間

令和7年6月5日(木)から令和7年6月18日(水)午後5時まで

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、神崎市公式ホームページに掲載する。

(トップページから<事業者の方へ>をクリック)

質問を行った者の名は公表しない。

(4) 質問に対する回答期限

令和7年6月20日(金)まで

(様式第1号①) 単独事業者用

令和 年 月 日

参 加 表 明 書

神埼市長 實松 尊徳 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

下記業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて参加することを表明します。

なお、佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託公募型プロポーザル実施要領を理解し、同要領に定められた参加要件及び業務実施上の条件を満たしていること並びに提出する書類に虚偽がないことを誓約します。

記

1. 業務名 佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト
 事業業務委託

(連絡担当者)

氏 名 :
部 署 名 :
電 話 番 号 :
F A X 番 号 :
E - m a i l :

令和 年 月 日

参 加 表 明 書

神埼市長 實松 尊徳 様

共同事業体名称：

所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者職氏名 ：

生年月日 ：

下記業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、別紙の代表者及び構成員の合計（ ）者から構成される共同事業体を結成し、必要書類を添えて申請します。

また、全構成員が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、受託者に選定された場合は、各構成員は受託者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

記

業務名		佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト 事業業務委託
本 業 務 実 施 の 責 任 者	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第 1 号②別紙)

共同事業体の構成

共同事業体の名称		
A 共同事業体の 代表者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	生年月日	
B 代表者以外の 構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	生年月日	
C 代表者以外の 構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	生年月日	

共同事業体の 成立、解散 の時期	年 月 日から当該業務委託履行後○か月を経過する 日まで。ただし、当共同事業体が上記業務の受託者とならなかった 場合はただちに解散します。また当共同事業体の構成員の脱 退又は除名については、事前に神埼市の承認がなければこれを 行うことができないものとします。
------------------------	---

○添付書類 参加表明書提出要領「1 提出書類」に記載されたもの各 1 部
※共同事業体の場合は全構成員分提出すること。

(様式第1号③) (共同事業体協定書)

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業

業務委託共同事業体協定書

(目 的)

第1条 当共同事業体は、佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託(以下、「業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名 称)

第2条 当共同事業体は、佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託共同事業体(以下「事業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は 〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、当事業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、神崎市と折衝する権限並びに委託代金の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当事業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。

なお、当該業務の契約変更があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇株式会社	〇〇%
〇〇〇〇〇〇株式会社	〇〇%
〇〇〇〇〇〇株式会社	〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

2 運営委員会の委員長は、当事業体の代表者があたるものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

4 運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を作成しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当事業体の役員、その他は、運営委員会において選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第13条 当事業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、神崎市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員に加えることとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第18条 当事業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び神崎市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければ

ならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態となったものと神崎市及び他の構成員が認めた場合においては、第17条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第20条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び神崎市の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第21条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇業務委託共同事業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

(様式第 2 号)

会 社 概 要

1 会社概要

商号又は名称	
所在地	
代表者役職 氏名	
設立年月	
資本金	千円
売上金	千円
従業員数	人

※ 備 考

- 1 公告日時点で記入すること。
- 2 売上金は直近の決算額を記載すること。

(様式第 3 号)

業 務 実 績 調 書

1	業務名	
	発注者名	
	契約金額	(税込)
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業務概要	
2	業務名	
	発注者名	
	契約金額	(税込)
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業務概要	
3	業務名	
	発注者名	
	契約金額	(税込)
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業務概要	

4	業務名	
	発注者名	
	契約金額	(税込)
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業務概要	
5	業務名	
	発注者名	
	契約金額	(税込)
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業務概要	

備 考

- 1 公告日時点で記入すること。
- 2 ブランド力向上に係る業務や販路拡大または生産性向上に係る業務のいずれかの受託実績を有していること。
- 3 業務実績は、契約業務が完了しているものをいう。
- 4 実績が複数ある場合は、類似業務等で契約金額が高いものから5件記載すること。

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

質 問 書

神埼市長 實松 尊徳 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託公募型プロポーザルの参加表明書に関するについて、次の事項を質問します。

	質 問 事 項
1	
2	
3	
4	
5	

質問事項に対する問い合わせ先

担当部署・担当者	
電話番号	
F A X 番号	
E - m a i l	